【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

 【提出先】
 関東財務局長

 【提出日】
 平成22年2月12日

【四半期会計期間】 第19期第3四半期(自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)

【会社名】 株式会社 八千代銀行

【英訳名】 The Yachiyo Bank, Limited

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 片倉 洋

【本店の所在の場所】 東京都新宿区新宿五丁目9番2号

 【電話番号】
 03(3352)2295

 【事務連絡者氏名】
 取締役経営企画部長 田原 宏和

【最寄りの連絡場所】同上【電話番号】同上【事務連絡者氏名】同上

【縦覧に供する場所】 株式会社 八千代銀行 大和支店

(神奈川県大和市大和南一丁目4番4号)

株式会社 東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

		平成20年度 第 3 四半期連結 累計期間	平成21年度 第 3 四半期連結 累計期間	平成20年度 第 3 四半期連結 会計期間	平成21年度 第 3 四半期連結 会計期間	平成20年度
		(自 平成20年 4月1日 至 平成20年 12月31日)	(自 平成21年 4月1日 至 平成21年	(自 平成20年 10月1日 至 平成20年 12月31日)	(自 平成21年 10月1日 至 平成21年 12月31日)	(自 平成20年 4月1日 至 平成21年 3月31日)
経常収益	百万円	35,564	33,250	11,119	10,907	46,863
経常利益 (は経常損失)	百万円	20,636	1,121	6,022	574	27,419
四半期純利益 (は四半期純損失)	百万円	12,916	2,737	2,873	1,271	
当期純利益 (は当期純損失)	百万円					18,233
純資産額	百万円			94,145	93,992	87,668
総資産額	百万円			2,092,152	2,087,496	2,088,858
1株当たり純資産額	円			517,173.00	5,262.76	4,768.72
1株当たり四半期純利益金額 (は1株当たり四半期純損 失金額)	円	82,344.47	181.97	18,526.54	84.74	
1株当たり当期純利益金額 (は1株当たり当期純損失 金額)	円					1,199.13
潜在株式調整後1株当たり四 半期純利益金額	円	-	148.26	-	68.67	
潜在株式調整後1株当たり当 期純利益金額	円					-
自己資本比率	%			4.49	4.50	4.19
営業活動によるキャッシュ・ フロー	百万円	32,179	29,925			39,397
投資活動によるキャッシュ・ フロー	百万円	455	37,680			82,502
財務活動によるキャッシュ・ フロー	百万円	2,766	3,529			3,311
現金及び現金同等物の四半期 末(期末)残高	百万円			62,478	39,272	50,561
従業員数	人			1,814	1,842	1,775

- (注)1.当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
 - 2.第3四半期連結累計期間に係る1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、「1 四半期連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
 - 3.平成20年度第3四半期連結会計期間及び平成20年度第3四半期連結累計期間における「潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額」については、潜在株式は存在するものの四半期純損失が計上されているので、記載しておりません。

平成20年度における「潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額」については、潜在株式は存在するものの 当期純損失が計上されているので、記載しておりません。 4.「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号)第88条の規定に基づき、1株につき99株の割合による端数等無償割当てを行い、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)の施行日の前日である平成21年1月4日を効力発生日として、端株を解消しております。

なお、平成20年度第3四半期連結会計期間以前の連結会計年度の開始の日に当該端数等無償割当て等が行われたと仮定した場合における、平成20年度第3四半期連結累計期間及び平成20年度第3四半期連結会計期間に係る「1株当たり情報」は次のとおりであります。

		平成20年度 第 3 四半期 連結累計期間	平成20年度 第 3 四半期 連結会計期間
		(自 平成20年 4月1日 至 平成20年 12月31日)	(自 平成20年 10月1日 至 平成20年 12月31日)
1株当たり純資産額	円		5,171.73
1株当たり四半期純利益金額 (は1株当たり四半期純損失金額)	円	823.44	185.26
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	円	-	-

- 5.自己資本比率は、(期末純資産の部合計・期末少数株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。
- 6.当行は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、第3四半期連結会計期間に係る損益関係指標については、「第5 経理の状況」の「2 その他」中、「(1)第3四半期連結会計期間に係る損益計算書、セグメント情報及び1株当たり四半期純損益金額等」の「 損益計算書」にもとづいて掲出しております。

なお、第3四半期連結会計期間に係る1株当たり情報の算定上の基礎は、同「 1株当たり四半期純損益金額等」に記載しております。

2【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当行グループ(当行及び当行の関係会社)が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

3【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1)連結会社における従業員数

平成21年	₹12月:	31∃∃	涀在
-------	-------	------	----

公共 B 数 7 1 1	1,842
促美貝数(人) 	[444]

- (注)1.従業員数は、執行役員を含み、嘱託及び臨時従業員657人を含んでおりません。
 - 2. 臨時従業員数は、[]内に当第3四半期連結会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

(2) 当行の従業員数

平成21年12月31日現在

従業員数(人)	1,731
1处耒貝数(<i>入)</i> 	[371]

- (注)1.従業員数は、執行役員を含み、嘱託及び臨時従業員529人を含んでおりません。
 - 2. 臨時従業員数は、[]内に当第3四半期会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

2【事業等のリスク】

前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」の内容について、重要な変更はありません。また、当第 3四半期連結会計期間において、重要な影響を及ぼす可能性のある事項は発生しておりません。

3【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当行グループ(当行及び連結子会社)が判断したものであります。

(1)業績の状況

平成21年度第3四半期のわが国経済は、外需を中心とした企業業績の改善や緊急経済対策の効果などを背景に引き続き景気持ち直しの動きが見られましたが、雇用や設備投資への波及は限定的で、自律回復への動きは依然として弱く、景気が二番底に陥る懸念も払拭できない情勢が続きました。また、円高やデフレの進行など、企業収益の影響が懸念されるなか所得環境の改善も進まず、12月には中小企業金融円滑化法が施行されたものの、中小企業等を取り巻く環境は依然として厳しい状況が続いており、景気回復には時間を要するとの見方も強まっております。

こうした経済環境の中で、当行グループの第3四半期連結会計期間(平成21年10月1日~平成21年12月31日)の業績は、以下の通りとなりました。

業容面につきましては、引き続き貸出金の適切なポートフォリオへの改善及びリスク管理債権の縮減を目指しているなか、中小企業向け貸出や住宅ローンの推進に取り組んだ結果、第3四半期連結会計期間末の貸出残高は、当四半期連結会計期間に157億円増加し1兆3,348億円となりました。預金につきましては、金利低下の影響を受け個人の中小口定期預金が減少したものの、個人・法人とも流動性預金が増加し、全体では同212億円増加し1兆9,621億円(譲渡性預金を含む)となりました。有価証券につきましては、国債を中心とした運用を進めた結果、残高は同155億円増加の5,399億円となりました。

純資産は、四半期純利益の計上等により、同7億円増加し939億円となりました。

損益面につきましては、経常収益は前年同四半期連結会計期間比2億11百万円減収の109億7百万円となりました。これは、貸出金利回りの低下により貸出金利息が減少したことが主な要因であります。一方、経常費用は同68億8百万円減少し103億33百万円となりました。これは、与信コストの減少に加え保有有価証券の減損処理額の減少、さらには預金利回りの低下により預金利息が減少したこと等が要因であります。

この結果、経常利益は同65億96百万円改善し5億74百万円となり、四半期純利益は、特別利益における償却債権取立益11億円の計上もあり、同41億44百万円改善し12億71百万円の計上となりました。

国内業務部門・国際業務部門別収支

当第3四半期連結会計期間におきまして、資金運用収支は76億円、役務取引等収支は6億円、その他業務収支は11億円となりました。このうち、国内業務部門の資金運用収支は75億円、役務取引等収支は6億円、その他業務収支は13億円となりました。また、国際業務部門の資金運用収支は0.6億円、役務取引等収支は0.2億円、その他業務収支は1.2億円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
12大只	兵 力力リ	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
 資金運用収支	前第3四半期連結会計期間	8,039	16	6	8,049
貝亚建用似义	当第3四半期連結会計期間	7,565	69	4	7,630
	*************************************	0.254	440	0	21
ことを全国の分	前第3四半期連結会計期間	9,354	118	9	9,463
うち資金運用収益	V 연호 때 V 베 녹 / + 스 티 베 메	0.470	70		9
	当第3四半期連結会計期間	8,473	79	6	8,546
	**** > m \/ +n \= /+ > +1 +n =		400		21
これ次の知法典の	前第3四半期連結会計期間	1,315	102	2	1,414
うち資金調達費用)/ for a may / Hay+ /+ A + Haga	000		4	9
	当第3四半期連結会計期間	908	9	1	916
47 20 EP コ 空 D 十	前第3四半期連結会計期間	677	677 24 2	703	
役務取引等収支 	当第3四半期連結会計期間	674	23	1	699
- +4120m310cm3	前第3四半期連結会計期間	1,274	34	128	1,180
うち役務取引等収益 	当第3四半期連結会計期間	1,240	33	99	1,174
2 七/1 20 四 1	前第3四半期連結会計期間	597	10	131	477
うち役務取引等費用	当第3四半期連結会計期間	566	10	101	474
スの仏光数団士	前第3四半期連結会計期間	1,111	62	276	1,450
その他業務収支 	当第3四半期連結会計期間	1,306	126	269	1,162
うちその他業務収益	前第3四半期連結会計期間	989	62	502	424
	当第3四半期連結会計期間	1,470	126	459	1,137
った そ の仏类教典中	前第3四半期連結会計期間	2,100	-	226	1,874
うちその他業務費用	当第3四半期連結会計期間	164	-	189	25

- (注) 1. 国内業務部門は国内店の円建取引、国際業務部門は国内店の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者 取引等は国際業務部門に含めております。以下の表においても同様であります。
 - 2. 資金運用収益及び資金調達費用の合計欄の上段の計数は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息であります。
 - 3. 連結会社間の取引については、全額消去しております。

国内業務部門・国際業務部門別役務取引の状況

当第3四半期連結会計期間におきまして、役務取引等収益は11億円、役務取引等費用は4億円となりました。このうち、国内業務部門の役務取引等収益は12億円、役務取引等費用は5億円となり、また、国際業務部門の役務取引等収益は0.3億円、役務取引等費用は0.1億円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
个里犬! 	サカカリー サカカリー	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
 役務取引等収益	前第3四半期連結会計期間	1,274	34	128	1,180
技術取引等収益	当第3四半期連結会計期間	1,240	33	99	1,174
こナ四会、伐山兴政	前第3四半期連結会計期間	335	-	0	335
うち預金・貸出業務	当第3四半期連結会計期間	329	-	0	329
二十五共兴双	前第3四半期連結会計期間	538	31	0	569
うち為替業務	当第3四半期連結会計期間	501	30	0	532
こと 計学問 声光数	前第3四半期連結会計期間	32	-	-	32
うち証券関連業務 	当第3四半期連結会計期間	3	-	-	3
2 七 /LT田光 70	前第3四半期連結会計期間	4	-	-	4
うち代理業務	当第3四半期連結会計期間	26	-	-	26
うち保護預り	前第3四半期連結会計期間	0	-	-	0
・貸金庫業務	当第3四半期連結会計期間	0	-	-	0
うち保証業務	前第3四半期連結会計期間	238	-	128	109
フタ体証未彷	当第3四半期連結会計期間	213	-	99	114
你数m ol 学典中	前第3四半期連結会計期間	597	10	131	477
役務取引等費用 	当第3四半期連結会計期間	566	10	101	474
こ ナ 英 扶	前第3四半期連結会計期間	111	9	-	120
うち為替業務	当第3四半期連結会計期間	102	10	_	112

⁽注)連結会社間の取引については、全額消去しております。

国内業務部門・国際業務部門別預金残高の状況 預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
1 生犬只	サカカリ	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
□ 五수수計	前第3四半期連結会計期間	1,952,161	8,320	2,734	1,957,747
預金合計	当第3四半期連結会計期間	1,954,302	9,832	3,007	1,961,127
った 法動 州 珥 今	前第3四半期連結会計期間	880,715	-	558	880,156
うち流動性預金	当第3四半期連結会計期間	908,228	-	865	907,363
うち定期性預金	前第3四半期連結会計期間	1,052,167	-	2,176	1,049,991
	当第3四半期連結会計期間	1,035,217	-	2,142	1,033,075
うちその他	前第3四半期連結会計期間	19,278	8,320	-	27,598
プラモの他	当第3四半期連結会計期間	10,856	9,832	-	20,688
 	前第3四半期連結会計期間	1,000	-	-	1,000
譲渡性預金 	当第3四半期連結会計期間	1,000	-	-	1,000
<i>w</i> .∧≐⊥	前第3四半期連結会計期間	1,953,161	8,320	2,734	1,958,747
総合計 	当第3四半期連結会計期間	1,955,302	9,832	3,007	1,962,127

- (注)1.流動性預金=当座預金+普通預金+貯蓄預金+通知預金
 - 2. 定期性預金 = 定期預金 + 定期積金
 - 3. 連結会社間の取引については、全額消去しております。

国内業務部門・国際業務部門別貸出金残高の状況 業種別貸出状況 (残高・構成比)

光程300年700年700日	平成20年12月]31日
業種別 	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
国内業務部門	1,368,617	100.00
製造業	118,631	8.67
農業	70	0.01
林業	75	0.01
鉱業	53	0.00
建設業	81,008	5.92
電気・ガス・熱供給・水道業	23,280	1.70
情報通信業	13,591	0.99
運輸業	21,523	1.57
卸売・小売業	98,626	7.21
金融・保険業	88,098	6.44
不動産取引業 (注2)	193,688	14.15
不動産賃貸業等 (注2)	215,850	15.77
各種サービス業	141,378	10.33
地方公共団体	6,980	0.51
その他	365,761	26.72
国際業務部門	46	100.00
卸売・小売業	46	100.00
合計	1,368,664	

光线印	平成21年12月]31日
業種別 	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
国内業務部門	1,334,807	100.00
製造業	129,285	9.69
農業,林業	127	0.01
鉱業,採石業,砂利採取業	158	0.01
建設業	78,130	5.85
電気・ガス・熱供給・水道業	15,751	1.18
情報通信業	15,653	1.17
運輸業,郵便業	24,881	1.87
卸売業,小売業	107,020	8.02
金融業、保険業	72,754	5.45
不動産取引業 (注2)	153,389	11.49
不動産賃貸業等 (注2)	215,280	16.13
物品賃貸業	33,019	2.47
各種サービス業	110,563	8.28
地方公共団体	7,602	0.57
その他	371,191	27.81
国際業務部門	48	100.00
卸売業 , 小売業	48	100.00
合計	1,334,856	

(注) 1.日本標準産業分類の改訂(平成19年11月)に伴い、第1四半期連結会計期間から業種の表示を一部変更しております。

主な変更内容:農業,林業(農業と林業を統合)。鉱業,採石業,砂利採取業(鉱業から名称の変更)。物品賃貸業(各種サービス業に含まれていた物品賃貸業を独立表示)。

2.不動産取引業とは免許事業者であり、不動産賃貸業等とは主にアパート経営等を営む個人経営者であります。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結会計期間における現金及び現金同等物は、前年同四半期連結会計期間では321億円の増加でありましたが、当第3四半期連結会計期間においては、営業活動によるキャッシュ・フローが173億円の収入、投資活動および財務活動によるキャッシュ・フローが175億円の支出となったことからほぼ横這いとなりました。この結果、当四半期連結会計期間末の残高は、前年同四半期連結会計期間末比232億円減少の392億円となりました。

当第3四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況と変動要因は次のとおりであります。

営業活動によるキャッシュ・フローは、前年同四半連結会計期間では112億円の収入でありましたが、当第3四半期連結会計期間は、貸出金の純増による支出が157億円、預金の純増による収入が212億円になったこと等を主な要因として173億円の収入となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、前年同四半期連結会計期間では224億円の収入でありましたが、当第3四半期連結会計期間は、有価証券の取得による支出が2,907億円となる一方、有価証券の売却および償還による収入が2,760億円となったこと等により150億円の支出となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、前年同四半期連結会計期間では15億円の支出でありましたが、当第3四半期連結会計期間では、劣後特約付借入金の返済等による支出の増加により24億円の支出となりました。

(3)事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、当行グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び 新たに生じた課題はありません。

(4)研究開発活動

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間中に完成した新築、増改築等は次のとおりであります。

	会社名	店舗名その他	所在地	設備の内容	敷地面積 (m²)	建物延面積 (㎡)	完了年月
当行		相原支店	東京都 町田市	支店店舗	327.28	477.06	平成21年11月
当行		鳩ヶ谷支店	埼玉県 鳩ヶ谷市	仮店舗		365.38	平成21年11月

当第3四半期連結会計期間に重要な異動があった主要な設備の状況は次のとおりであります。

	会社名	店舗名	所在地	設備の内容	土	地	建物	動産	リース 資産	合計	従業 員数
		7 OTIE			面積(㎡)		帳簿	西額(百万	5円)		(人)
当行		相原支店	東京都 町田市	仮店舗				1		1	16
当行		鳩ヶ谷支店	埼玉県 鳩ヶ谷市	支店店舗			1	0		1	10

2 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、第2四半期連結会計期間末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

=	
種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	39,200,000
第 種優先株式	2,000,000
計(注)	45,000,000

(注) 平成19年6月28日開催の定時株主総会において定款の一部変更を行い、発行可能株式総数から第 種優先株式3,800,000株を削除しております。(なお、当行は平成21年1月4日をもって端数等無償割当て(1株につき99株)を実施しており、削除した第 種優先株式の株式数については同割当てを実施したものと仮定して表示しております。)

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成21年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成22年 2 月12日)	上場金融商品取引所名又 は登録認可金融商品取引 業協会名	内容
普通株式	15,822,991	15,822,991	東京証券取引所市場第一部	単元株式数 100株
第 種優先株式 (行使価額修正条 項付新株予約権付 社債券等)	1,500,000	1,500,000	-	単元株式数 100株 (注 1 , 3)
新株予約権付社債 (行使価額修正条 項付新株予約権付 社債券等)	-	-	-	無担保転換 社債型新株 予約権付社債 50億円(注2)
計	17,322,991	17,322,991		

- (注)1. 第 種優先株式は、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。
 - 当該第 種優先株式は、株価の下落により取得価額が修正され、取得と引換えに交付する普通株式が増加します。 なお、修正の頻度、修正の基準及び取得価額の下限等の定めの内容は、以下のとおりであります。
 - 取得価額は、平成23年9月30日から平成27年9月30日までの毎年9月30日(以下「取得価額修正日」という。)における当行の普通株式の時価が、当該取得価額修正日現在の取得価額を1円以上下回る場合には、当該取得価額修正日現在の時価に修正される。「時価」とは、各取得価額修正日に先立つ45取引日目の時点で、当行の普通株式がいずれかの証券取引所に上場されている場合は、当該45取引日目に始まる30取引日の当該証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とする。但し、当該45取引日目の時点で当行の普通株式が上場されている証券取引所が併せて複数に及ぶ場合には、当該取引日から各取得価額修正日の前日までの出来高の合計額が最も多い証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)を基準に平均値を算出する。また、各取得価額修正日に先立つ45取引日目の時点で、当行の普通株式がいずれの証券取引所にも上場されていない場合には、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に基づき作成される連結財務諸表を基準に、直近の決算期又は中間期において算定される1株当たりの純資産額とする。但し、「取得価額修正日現在の時価」が、当初取得価額の70%(以下「下限取得価額」という。)を下回る場合は、修正後の取得価額は下限取得価額となる。したがって、潜在株式数は当初取得価額である5,344.9円で取得した場合は、2,806,413株となり、下限取得価額である3,741.4円で取得した場合は、4,009,194株となる。
 - なお、当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項(当該権利の行使を制限 するために支払われる金銭その他の財産に関する事項を含む。)についての当該行使価額修正条項付新株予約権付 社債券等の所有者との間の取決めはありません。
 - また、当行の株券の売買に関する事項についての当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の所有者との間の取 決めはありません。

(注) 2. 新株予約権付社債は、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。

当該新株予約権付社債は、株価の下落により転換価額が修正され、新株予約権の目的となる普通株式が増加します。なお、修正の頻度、修正の基準及び転換価額の下限等の定めの内容は、以下のとおりであります。

転換価額は、平成23年9月30日から平成27年9月30日までの毎年9月30日(以下「転換価額修正日」という。)における当行の普通株式の時価が、当該転換価額修正日現在の転換価額を1円以上下回る場合には、当該転換価額修正日現在の時価に修正される。「時価」とは、各転換価額修正日に先立つ45取引日目の時点で、当行の普通株式がいずれかの証券取引所に上場されている場合は、当該45取引日目に始まる30取引日の当該証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とする。但し、当該45取引日目の時点で当行の普通株式が上場されている証券取引所が併せて複数に及ぶ場合には、当該取引日から各転換価額修正日の前日までの出来高の合計額が最も多い証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)を基準に平均値を算出する。また、各転換価額修正日に先立つ45取引日目の時点で、当行の普通株式がいずれの証券取引所にも上場されていない場合には、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に基づき作成される連結財務諸表を基準に、直近の決算期または中間期において算定される1株当たりの純資産額とする。但し、「転換価額修正日現在の時価」が、当初転換価額の70%(以下「下限転換価額」という。)を下回る場合は、修正後の転換価額は下限転換価額となる。したがって、潜在株式数は当初転換価額である5,344.9円で転換した場合は、935,471株となり、下限転換価額である3,741.4円で転換した場合は、1,336,398株となる。

なお、当行の決定による本新株予約権付社債の全額の繰上償還を可能とする旨の条項はありません。

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項(当該権利の行使を制限する ために支払われる金銭その他の財産に関する事項を含む。)についての当該行使価額修正条項付新株予約権付社債 券等の所有者との間の取決めはありません。

また、当行の株券の売買に関する事項についての当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の所有者との間の取 決めはありません。

(注)3. 第 種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1)優先配当金

当行は、期末配当を支払うときは、第 種優先株式を有する株主(以下「第 種優先株主」という。)または 第 種優先株式の登録株式質権者(以下「第 種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株主または普 通登録株式質権者に先立ち、1 株につき、事業年度毎300円を、配当金として金銭により支払う。

ある事業年度において、第 種優先株主または第 種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

第 種優先株主または第 種優先登録株式質権者に対しては、優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。但し、資本金の額の減少の効力発生を条件に行われる剰余金の配当のうち、当該減少額(減少する資本金の額の全部または一部を準備金とするときは、準備金とする額を除く。)を超えない部分の剰余金の配当、準備金の額の減少の効力発生を条件に行われる剰余金の配当のうち、当該減少額(減少する準備金の額の全部または一部を資本金とするときは、資本金とする額を除く。)を超えない部分の剰余金の配当、当行がする吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当または当行がする新設分割手続の中で行われる会社法第763条第12号口若しくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当はこの限りではない。

(2)優先中間配当金

当行は、第 種優先株主または第 種優先登録株式質権者に対し、中間配当を行わない。

(3)残余財産の分配

当行の残余財産を分配するときは、第 種優先株主または第 種優先登録株式質権者に対し普通株主または 普通登録株式質権者に先立ち、第 種優先株式1株につき1万円を支払う。

第 種優先株主または第 種優先登録株式質権者に対しては、上記1万円のほか、残余財産の分配は行わない。

(4)第 種優先株主の議決権

第 種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。但し、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは当該定時株主総会より、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該定時株主総会終結の時より、優先配当金を受ける旨の決議があるときまでは議決権を有するものとする。

(5)募集株式等の割当てを受ける権利

当行は、第 種優先株主に対しては、募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

(6)取得請求権

本優先株主は、下記の条件にしたがって、本優先株式1株につき、以下に定める取得価額により、当行に対して、当行の普通株式の交付と引換えに本優先株式を取得することを請求することができる。

(1) 取得を請求することができる期間

平成23年7月31日から平成28年9月29日までとする。

(2) 取得条件

(イ) 当初取得価額

当初取得価額は、5,344.9円とする。

(ロ) 取得価額の修正

取得価額は、平成23年9月30日から平成27年9月30日までの毎年9月30日(以下それぞれ「取得価額修正日」という。)における当行の普通株式の時価が、当該取得価額修正日現在の取得価額を1円以上下回る場合には、取得価額は当該取得価額修正日現在の時価に修正される。「取得価額修正日現在の時価」とは、以下のa.又はb.に定めるとおりとする。但し、「取得価額修正日現在の時価」が、当初取得価額の70%(以下「下限取得価額」という。)を下回る場合は、修正後の取得価額は下限取得価額とする。取得価額及び株価の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、以下のa.又はb.における45取引日の間に、下記(八)に定める取得価額の調整事由が生じた場合には、「取得価額修正日現在の時価」は下記(八)に準じて調整される。

- a. 各取得価額修正日に先立つ45取引日目の時点で、当行の普通株式がいずれかの証券取引所に上場されている場合は、当該45取引日目に始まる30取引日の当該証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とする。但し、当該45取引日目の時点で当行の普通株式が上場されている証券取引所が併せて複数に及ぶ場合には、当該取引日から各取得価額修正日の前日までの出来高の合計額が最も多い証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)を基準に平均値を算出する。
- b. 各取得価額修正日に先立つ45取引日目の時点で、当行の普通株式がいずれの証券取引所にも上場されていない場合には、連結 財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に基づき作成される連結財務諸表を基準に、直近の決算期又は中間期において 算定される1株当たりの純資産額とする。

(八) 取得価額の調整

れを適用する.

本優先株式発行後、下記の各号のいずれかに該当する場合には、それぞれの適用時期の定めに従って、取得価額(下限取得価額を含む。)を次に定める算式(以下「取得価額調整式」という。)により調整する。取得価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

調整後
取得価額無調整的
取得価額医発行普通株式数
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大
大<br

a. 取得価額調整式に使用する時価を下回る払込金額又は処分価額をもって普通株式を発行又は処分する場合(但し、当行の普通株式の交付と引換えに取得され若しくは取得させることができる証券若しくは権利、当行の普通株式と転換され若しくは転換することができる証券若しくは権利又は当行の普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得、転換又は行使による場合を除く。)

調整後の取得価額は、払込日の翌日以降、又は募集のための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- b. 株式の分割又は株式無償割当てにより普通株式を発行する場合 調整後の取得価額は、株式の分割については、当該株式の分割のための基準日の翌日以降適用し、株式無償割当て(普通株主に 普通株式の無償割当てをするときに本優先株主にも同様に無償割当てをする場合を除く。)については、当該株式無償割当ての ための基準日がある場合はその日の翌日以降又は基準日を定めずに株式の無償割当てをする場合はその効力を生ずる日以降こ
- c. 取得価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって、当行の普通株式の交付と引換えに取得され若しくは取得させることができる証券若しくは権利、当行の普通株式と転換され若しくは転換することができる証券若しくは権利又は当行の普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行する場合(但し、普通株主に取得条項付株式、取得請求権付株式又は新株予約権の無償割当てをするときに本優先株主にも同様に無償割当てをする場合を除く。)調整後の取得価額は、発行される証券若しくは権利又は新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の全てが当初の取得価額で取得され若しくは当初の転換価額で転換され又は当初の行使価額で行使されたものとみなして取得価額調整式を準用して算出するものとし、払込日(新株予約権が無償にて発行される場合は割当日)の翌日以降又は募集のための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

上記(八) に掲げる場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合には、取得価額は当行の取締役会が適当と判断する取得価額に変更される。

- a. 合併、株式交換、株式移転、会社分割又は資本金の額の減少により取得価額(下限取得価額を含む。)の調整を必要とするとき。
- b. その他当行普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により取得価額の調整を必要とするとき。
- c. 取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出にあたり使用すべき時価につき他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

取得価額調整式により算出された調整後の取得価額と調整前の取得価額との差額が1円未満にとどまる限り、取得価額の調整は行わない。但し、当該差額相当額は、その後に取得価額の調整を必要とする事由が発生した場合に算出される調整後の取得価額にその都度算入する。

取得価額調整式に使用する1株当たり時価は、以下のa.又はb.に定めるとおりとする。当該時価を特定するために用いられる株価の計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、以下のa.又はb.における45取引日の間に上記(八)又は に定める取得価額の調整事由が生じた場合には、調整後取得価額は上記(八)又は に準じて調整される。

- a. 調整後取得価額を適用する日に先立つ45取引日目の時点で、当行の普通株式がいずれかの証券取引所に上場されている場合は、当該45取引日目に始まる30取引日の当該証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とする。但し、当該45取引日目の時点で当行の普通株式が上場されている証券取引所が併せて複数に及ぶ場合には、当該取引日から各取得価額修正日の前日までの出来高の合計額が最も多い証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)を基準に平均値を算出する。
- b. 調整後取得価額を適用する日に先立つ当該45取引日目の時点で、当行の普通株式がいずれの証券取引所にも上場されていない場合には、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に基づき作成される連結財務諸表を基準に、直近の決算期又は中間期において算定される1株当たりの純資産額とする。

取得価額調整式に使用する調整前取得価額は、調整後取得価額を適用する前日において有効な取得価額とし、また、取得価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日における、又は、基準日がない場合は調整後取得価額を適用する日の1ヶ月前の日における当行の発行済普通株式数から当該日における当行の有する当行普通株式数を控除した数とする。

- (二) 上記(口)又は(八)により取得価額の修正又は調整を行うときは、当行は、あらかじめ書面によりその旨及びその事由、修正前又は調整前の取得価額、修正後又は調整後の取得価額並びにその適用の日その他必要な事項を本優先株主に通知する。但し、上記(八) b.の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。
- (ホ) 取得と引換えに交付すべき普通株式数

本優先株主が取得請求したために提出した

本優先株式の払込金額の総額

取得と引換えに交付すべき普通株式数

取得価額

(へ) 取得請求の効力発生

本優先株式の取得請求権の行使は、取得請求受付場所に当行所定の取得請求書及び本優先株式の株券を提出して行うものとする。

取得請求書及び本優先株式の株券が取得請求受付場所に到達したときをもって、当行は当該取得請求に係る本優先株式を取得し、当該取得請求をした本優先株主は、当行がその取得と引換えに交付すべき普通株式の株主となる。

但し、本優先株式の株券が発行されていないときは、株券の提出を要しない。

(7) 取得条項

当行は、取得請求期間の末日の翌日(以下、「一斉取得日」という。)に取得の請求のなかった第 種優先株式を取得するのと引換えに、第 種優先株式1株の払込金額相当額を以下のa.またはb.に定める一定の金額(以下、「一斉取得価額」という。)で除して得られる数の普通株式を交付する。但し、一斉取得価額が一斉取得日直前の取得価額を上回る場合には、一斉取得価額は一斉取得日直前の取得価額とし、一斉取得価額が下限取得価額を下回る場合には、一斉取得価額は下限取得価額とする。

- a. 一斉取得日に先立つ45取引日目の時点で、当行の普通株式がいずれかの証券取引所に上場されている場合は、当該45取引日目に始まる30取引日の当該証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とする。但し、当該45取引日目の時点で当行の普通株式が上場されている証券取引所が併せて複数に及ぶ場合には、当該取引日から各取得価額修正日の前日までの出来高の合計額が最も多い証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)を基準に平均値を算出する。
- b. 一斉取得日に先立つ45取引日目の時点で、当行の普通株式がいずれの証券取引所にも上場されていない場合は、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に基づき作成される連結財務諸表を基準に、直近の決算期または中間期において算定される1株当たりの純資産額とする。

なお、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。また、交付すべき 普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、会社法に定める方法によりこれを取扱う。

- (8)会社法322条第2項に規定する定款の定め(種類株主総会の決議を要しない旨の定款規定)はない。
- (9)第 種優先株主には、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、配当金が支払われ、また、残余財産の分配が行われるため、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。但し、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは当該定時株主総会より、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該定時株主総会終結の時より、優先配当金を受ける旨の決議があるときまでは議決権を有するものとする。
- (10)議決権を有しないこととしている理由

剰余金の配当及び残余財産の分配を優先することで、既存株主の発行済株式数に対する所有株式の割合に変動を 及ぼすことなく新株発行による資金調達を行うためである。

(2)【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権付社債は、次のとおりであります。

平成18年6月29日取締役会決議(注1)

1 120.0 1 07 310 H AMP (ZZ/NBA (ZZ ·)	第 3 四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数(個)	50
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	935,471 (注 2)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	5,344.9 (注3)
新株予約権の行使期間	自 平成23年7月31日 至 平成28年9月29日 (注4)
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及 び資本組入額(円)	発行価格5,344.9 資本組入額2,673 (注5)
新株予約権の行使の条件	(注6)
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権付社債は会社法第254条第2項本文及び第3項本文の 定めにより本社債又は本新株予約権の一方のみを譲渡することはで きない。
代用払込みに関する事項	本新株予約権の行使に際してする出資の目的とされる財産は、当該本新株予約権にかかる本社債とし、本社債の価額はその払込金額と同額とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	
新株予約権付社債の残高(百万円)	5,000

(注) 1. 新株予約権付社債は、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。

当該新株予約権付社債は、株価の下落により転換価額が修正され、新株予約権の目的となる普通株式が増加します。下限転換価額である3,741.4円で転換した場合は、1,336,398株となります。

なお、当行の決定による本新株予約権付社債の全額の繰上償還を可能とする旨の条項はありません。

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項(当該権利の行使を制限するために支払われる金 銭その他の財産に関する事項を含む。)及び、当行の株券の売買に関する事項についての当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の 所有者との間の取決めはありません。

その他の特質につきましては、(注)3.に記載しております。

(注) 2. 本新株予約権を行使すること(以下「行使」という。)により当行が当行普通株式を新たに発行し、又は、当行の有する当行普通株式を処分(以下当行普通株式の発行または処分を「交付」という。)する数は、行使する本新株予約権に係る本社債の償還価額の総額を(注) 3.第 1項第(2)号記載の転換価額(但し、(注) 3.第 2項又は 3項によって修正又は調整された場合は修正後又は調整後の転換価額)で除して得られる最大整数とする。この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

なお、当第3四半期会計期間末(平成21年12月31日)現在における新株予約権の目的となる株式の数は、当初転換価額((注)3.1(2)参照)に基づき算定している。

- (注)3.1 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額ならびに出資の目的とされる財産の内容および価額
 - (1) 本新株予約権1個の行使に際して出資の目的とされる財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該本社債の価額は、当該本社債の払込金額と同額とする。
 - (2) 本新株予約権の行使により交付する当行普通株式の数を算定するにあたり用いられる当行普通株式1株当たりの価額(以下「転換価額」という。)は、当初5,344.9円とする。なお、転換価額は本欄第2項又は第3項によって修正または調整されることがある。
 - 2 転換価額の修正

平成23年9月30日から平成27年9月30日までの毎年9月30日(以下それぞれ「転換価額修正日」という。)における当行の普通株式の時価が、当該転換価額修正日現在の転換価額を1円以上下回る場合には、転換価額は当該転換価額修正日現在の時価に修正される。「転換価額修正日現在の時価」とは、以下のa.又はb.に定めるとおりとする。但し、「転換価額修正日現在の時価」が、当初転換価額の70%(以下「下限転換価額」という。)を下回る場合は、修正後の転換価額は下限転換価額とする。転換価額および株価の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、以下のa.又はb.における45取引日の間に、本欄第3項に定める転換価額の調整事由が生じた場合には、「転換価額修正日現在の時価」は本欄第3項に準じて調整される。

- a. 各転換価額修正日に先立つ45取引日目の時点で、当行の普通株式がいずれかの証券取引所に上場されている場合は、当該45取引日目に始まる30取引日の当該証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とする。但し、当該45取引日目の時点で当行の普通株式が上場されている証券取引所が併せて複数に及ぶ場合には、当該取引日から各転換価額修正日の前日までの出来高の合計額が最も多い証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)を基準に平均値を算出する。
- b. 各転換価額修正日に先立つ45取引日目の時点で、当行の普通株式がいずれの証券取引所にも上場されていない場合には、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に基づき作成される連結財務諸表を基準に、直近の決算期または中間期において算定される1株当たりの純資産額とする。
- 3 転換価額の調整
- (1) 本新株予約権付社債発行後、下記 乃至 のいずれかに該当する場合には、それぞれの適用時期の定めに従って、転換価額(下限転換価額を含む。)を次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)により調整する。転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

				既発行普通株式数		新発行・処分普通株式数	×	1 株当たりの払込金額
調整後	_	調整前		风光1] 百进休以奴	_	1 株当7	たりのE	時価
転換価額	-	転換価額	×			既発行普通株式数+新発行・処念	分普通	株式数

本項第(4)号に従い算出される時価を下回る払込金額または処分価額をもって普通株式を発行または処分する場合(但し、当行の普通株式の交付と引換えに取得され若しくは取得させることができる証券若しくは権利、当行の普通株式と転換され若しくは転換することができる証券若しくは権利または当行の普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得、転換又は行使による場合を除く。)、調整後の転換価額は、払込日の翌日以降、又は募集のための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合、調整後の転換価額は、株式の分割については、当該株式の分割のための基準日の翌日以降適用し、株式無償割当てについては、当該株式無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降又は基準日を定めずに株式の無償割当てをする場合はその効力を生ずる日以降これを適用する。

転換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当行の普通株式の交付と引換えに取得され若しくは取得させることができる証券若しくは権利、当行の普通株式と転換され若しくは転換することができる証券若しくは権利又は当行の普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行する場合、調整後の転換価額は、発行される証券もしくは権利または新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の全てが当初の取得価額で取得され若しくは当初の転換価額で転換され又は当初の行使価額で行使されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込日(新株予約権が無償にて発行される場合は発行日)の翌日以降又はその発行日の翌日以降または募集のための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

(2) 本項第(1)号に掲げる場合のほか、下記 乃至 のいずれかに該当する場合には、転換価額は当行の取締役会が適当と判断する転換価額に変更される。

合併、株式交換、株式移転、会社分割または資本金の額の減少により転換価額(下限転換価額を含む。)の調整を必要とするとき。 その他当行普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき他の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(3) 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる限り、転換価額の調整は 行わない。但し、当該差額相当額は、その後に転換価額の調整を必要とする事由が発生した場合に算出される調整後の転換価額にそ の都度算入する。

- (4) 転換価額調整式に使用する1株当たり時価は、以下のa.又はb.に定めるとおりとする。当該時価を特定するために用いられる株価の計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、以下のa.又はb.における45取引日の間に本項第(1)号又は第(2)号に定める転換価額の調整事由が生じた場合には、調整後転換価額は本項第(1)号又は第(2)号に準じて調整される。
 - a. 調整後転換価額を適用する日に先立つ45取引日目の時点で、当行の普通株式がいずれかの証券取引所に上場されている場合は、当該45取引日目に始まる30取引日の当該証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とする。但し、当該45取引日目の時点で当行の普通株式が上場されている証券取引所が併せて複数に及ぶ場合には、当該取引日から各転換価額修正日の前日までの出来高の合計額が最も多い証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)を基準に平均値を算出する。
 - b. 調整後転換価額を適用する日に先立つ当該45取引日目の時点で、当行の普通株式がいずれの証券取引所にも上場されていない場合には、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に基づき作成される連結財務諸表を基準に、直近の決算期又は中間期において算定される1株当たりの純資産額とする。
- (5) 転換価額調整式に使用する調整前転換価額は、調整後転換価額を適用する前日において有効な転換価額とし、また、転換価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日における、又は、基準日がない場合は調整後転換価額を適用する日の1ヵ月前の日における当行の発行済普通株式数から当該日における当行の有する当行普通株式数を控除した数とする。
- 4 本欄第2項又は第3項により転換価額の修正又は調整を行うときは、当行は、あらかじめ書面によりその旨及びその事由、修正前又は調整前の転換価額、修正後または調整後の転換価額並びにその適用の日その他必要な事項を本新株予約権付社債の社債権者に通知する。但し、本欄第3項(4)b.の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。
- (注)4. 本新株予約権付社債の社債権者は、平成23年7月31日から平成28年9月29日(但し、当行が本社債を期限前償還する場合には、当該償還日の前銀行営業日、当行が取得した本新株予約権付社債の本社債を消却する場合は、当行が本社債を消却した時)までの間(以下「行使期間」という。)、いつでも、本新株予約権を行使することができる。
- (注) 5 . 1 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式 1 株の発行価格 本新株予約権の行使により発行する当行普通株式 1 株の発行価格は、行使請求に係る本社債の払込金額の総額を、(注) 2 . に記載の 交付株式数で除した額とする。
 - 2 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により当行普通株式を発行する場合においては、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額中、 当該額に0.5を乗じた額を資本金として計上し(計算の結果、1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。)、そ の残額を資本準備金として計上する。
- (注) 6. 当行が本社債を繰上償還する場合または買入消却する場合、それぞれ償還日または消却する日以後当該本新株予約権を行使することはできない。各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

(3)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成21年10月1日~ 平成21年12月31日	-	17,322,991	-	43,734,856	-	32,922,811

(5)【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(6)【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前基準日(平成21年9月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成21年9月30日現在

			T		
区分	株式数	数(株)	議決権の数(個)		内容
無議決権株式		1,500,000		第	種優先株式(注1)
議決権制限株式(自己株式等)		-			-
議決権制限株式(その他)		-	-		-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式	819,400			-
完全議決権株式(その他)	普通株式	14,164,500	141,645		
光主磁次権体式(その他)		(注2)	(注3)		-
単元未満株式	普通株式	839,091			-
発行済株式総数		17,322,991			
総株主の議決権			141,645		

- (注)1.第 種優先株式の内容は、「1.株式等の状況」の「(1)株式の総数等」に記載しております。
 - 2. 完全議決権株式(その他)の株式数には、証券保管振替機構名義の株式100株が含まれております。
 - 3.完全議決権株式(その他)の議決権の数(個)には、証券保管振替機構名義の完全議決権株式に係わる議決権が1個含まれております。

【自己株式等】

平成21年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社八千代銀行	新宿区新宿五丁目9番2号	819,400	-	819,400	5.17
計		819,400	-	819,400	5.17

(注)発行済株式総数は普通株式の総数であります。

2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

普通株式

月別	平成21年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	3,600	3,010	3,200	3,080	2,805	2,775	2,750	2,725	2,150
最低(円)	2,715	2,670	2,880	2,685	2,620	2,455	2,450	1,856	1,960

⁽注)最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

第 種優先株式

当株式は、金融商品取引所に上場されておりません。

3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1. 当行の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。

なお、前第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)は改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき作成し、当第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)は改正後の四半期連結財務諸表規則に基づき作成しております。

- 2.当行は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、第3四半期連結会計期間に係る損益の状況、セグメント情報及び1株当たり四半期純損益金額等については、「2.その他」に記載しております。
- 3.当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)に係る四半期連結財務諸表並びに当第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)に係る四半期連結財務諸表について、あらた監査法人の四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】 (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位:百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成21年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
資産の部		
現金預け金	60,765	64,000
コールローン及び買入手形	110,607	129,000
商品有価証券	412	338
金銭の信託	-	149
有価証券	539,972	502,553
貸出金	1,334,856	1,348,224
外国為替	2,243	2,850
その他資産	10,596	14,071
有形固定資産	28,864	28,236
無形固定資産	1,560	1,622
繰延税金資産	15,922	16,677
支払承諾見返	6,040	6,641
貸倒引当金	24,345	25,509
資産の部合計	2,087,496	2,088,858
負債の部		· · ·
預金	1,961,127	1,961,769
譲渡性預金	1,000	1,000
借用金	-	2,000
外国為替	0	15
新株予約権付社債	5,000	5,000
その他負債	12,355	16,007
賞与引当金	222	1,047
退職給付引当金	3,997	3,723
役員退職慰労引当金	15	239
睡眠預金払戻損失引当金	339	339
再評価に係る繰延税金負債	3,406	3,406
支払承諾	6,040	6,641
負債の部合計	1,993,504	2,001,189
吨資産の部		
資本金	43,734	43,734
資本剰余金	33,224	33,224
利益剰余金	18,128	16,669
自己株式	2,452	2,053
株主資本合計	92,634	91,576
その他有価証券評価差額金	1,372	3,881
繰延ヘッジ損益	19	28
土地再評価差額金	41	41
評価・換算差額等合計	1,311	3,950
少数株主持分	45	42
純資産の部合計	93,992	87,668
負債及び純資産の部合計	2,087,496	2,088,858

(2)【四半期連結損益計算書】 【第3四半期連結累計期間】

(単位:百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)
経常収益	35,564	33,250
資金運用収益	29,340	26,105
(うち貸出金利息)	24,586	21,454
(うち有価証券利息配当金)	3,402	3,995
役務取引等収益	3,887	3,741
その他業務収益	1,431	2,849
その他経常収益	905	553
経常費用	56,200	32,128
資金調達費用	4,554	3,078
(うち預金利息)	4,426	2,958
役務取引等費用	1,425	1,443
その他業務費用	3,084	79
営業経費	21,997	21,439
その他経常費用	25,139	6,087
経常利益又は経常損失()	20,636	1,121
特別利益	3,659	3,426
償却債権取立益	1,485	3,426
退職給付信託設定益	2,174	-
特別損失	501	286
固定資産処分損	172	30
減損損失	328	255
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期 純損失()	17,477	4,262
法人税、住民税及び事業税	4,490	1,474
法人税等調整額	77	48
法人税等合計	4,567	1,522
少数株主利益	6	2
四半期純利益又は四半期純損失()	12,916	2,737

(単位:百万円)

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

前第3四半期連結累計期間 当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 (自 平成21年4月1日 至 平成20年12月31日) 至 平成21年12月31日) 営業活動によるキャッシュ・フロー 税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四 17,477 4,262 半期純損失() 減価償却費 914 1,014 減損損失 328 255 のれん償却額 1 1 貸倒引当金の増減() 7,377 1,163 賞与引当金の増減額(は減少) 808 825 退職給付引当金の増減額(は減少) 70 274 退職給付信託設定損益(は益) 2,174 役員退職慰労引当金の増減額(は減少) 224 32 資金運用収益 29,340 26,105 資金調達費用 4,554 3,078 有価証券関係損益() 3,535 2,016 為替差損益(は益) 1.014 206 固定資産処分損益(は益) 172 30 貸出金の純増()減 3,844 13,368 預金の純増減() 8,866 641 譲渡性預金の純増減() 200 預け金(日銀預け金を除く)の純増()減 211 8,053 33,708 18,392 コールローン等の純増()減 商品有価証券の純増()減 110 74 174 金銭の信託の純増()減 外国為替(資産)の純増()減 833 607 外国為替(負債)の純増減() 14 1 資金運用による収入 28,496 25,394 資金調達による支出 4,199 3,582 その他 4,556 5,954 小計 31,212 30,138 法人税等の支払額 967 212 営業活動によるキャッシュ・フロー 32,179 29,925

(単位:百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	399,858	806,084
有価証券の売却による収入	286,097	651,001
有価証券の償還による収入	115,284	119,176
有形固定資産の取得による支出	921	1,564
有形固定資産の除却による支出	43	1
無形固定資産の取得による支出	103	208
投資活動によるキャッシュ・フロー	455	37,680
財務活動によるキャッシュ・フロー		
劣後特約付借入金の返済による支出	-	2,000
配当金の支払額	1,472	1,278
自己株式の取得による支出	1,300	252
自己株式の売却による収入	6	2
財務活動によるキャッシュ・フロー	2,766	3,529
現金及び現金同等物に係る換算差額	10	5
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	34,501	11,289
現金及び現金同等物の期首残高	96,980	50,561
現金及び現金同等物の四半期末残高	62,478	39,272

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第 3 四半期連結累計期間 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成21年12月31日)
1.連結の範囲に関する事項	該当事項はありません。
の変更	
2 . 持分法の適用に関する事	該当事項はありません。
項の変更	
3 . 連結子会社の事業年度等	該当事項はありません。
に関する事項の変更	
4. 開示対象特別目的会社に	該当事項はありません。
関する事項の変更	

【簡便な会計処理】

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)		
1.減価償却費の算定方法	定率法を採用している有形固定資産については、年度に係る減価償却費の額を期間按分		
	する方法により算定しております。		
2.貸倒引当金の計上方法	「破綻先」、「実質破綻先」に係る債権等及び「破綻懸念先」で個別の予想損失額を引		
	き当てている債権等以外の債権に対する貸倒引当金につきましては、中間連結会計期間		
	末の予想損失率を適用して計上しております。		
3 . 繰延税金資産の回収可能	繰延税金資産の回収可能性の判断につきましては、一時差異の発生状況について中間連		
性の判断	結会計期間末から大幅な変動がないと認められるため、当該中間連結会計期間末の検討		
	において使用した将来の業績予測の結果を適用しております。		

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)		
税金費用の処理	当行及び連結子会社の税金費用は、当第3四半期会計期間を含む年度の税引前当期純利		
	益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該		
	見積実効税率を乗じることにより算定しております。		

【追加情報】

当第3四半期連結累計期間
(自 平成21年4月1日
至 平成21年12月31日)

(役員退職慰労引当金の変更)

当行は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、期末までに発生していると認められる額を「役員退職慰労引当金」として計上しておりましたが、役員退職慰労金制度の廃止に伴い、平成21年6月26日開催の定時株主総会及び取締役会並びに監査役の協議において、役員退職慰労金を打ち切り支給することを決議しました。

これに伴い、「役員退職慰労引当金」を全額取崩し、打ち切り支給分219百万円を「その他負債」に含めて表示しておいます。

なお、連結子会社においては役員退職慰労金制度が存続しており、当第3四半期連結会計期間末における必要額を「役員退職慰労引当金」として計上しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成21年12月31日)		前連結会計年度末 (平成21年3月31日)		
1.貸出金のうち、リスク管理債権は以下のとおりであ		1.貸出金のうち、リスク管理債権は以下のとおりであ		
ります。		ります。		
破綻先債権額	6,016 百万円	破綻先債権額	10,358 百万円	
延滞債権額	67,154 百万円	延滞債権額	71,172 百万円	
3 ヵ月以上延滞債権額	34 百万円	3ヵ月以上延滞債権額	78 百万円	
貸出条件緩和債権額	9,998 百万円	貸出条件緩和債権額	9,673 百万円	
なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であり		なお、上記債権額は、貸倒引当	金控除前の金額であり	
ます。		ます。		
2 . 有形固定資産の減価償却累計額		2 . 有形固定資産の減価償却累請	十額	
18,015 百万円		18,075 百万円		
3.「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金		3.「有価証券」中の社債のうな	5、有価証券の私募(金	
融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証		融商品取引法第2条第3項)は	こよる社債に対する保証	
債務の額は 3,630百万円であります。		債務の額は 4,250百万円であり	ります 。	

(四半期連結損益計算書関係)

前第3四半期連結累計期間	当第3四半期連結累計期間
(自 平成20年4月1日	(自 平成21年4月1日
至 平成20年12月31日)	至 平成21年12月31日)
1 . その他経常費用には、貸出金償却 11,506百万円、貸	1 . その他経常費用には、貸出金償却 3,584百万円、貸倒
倒引当金繰入額 11,684百万円及び株式等償却 1,572	引当金繰入額 1,511百万円及び株式等償却 392百万円
百万円を含んでおります。	を含んでおります。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期連結累計期 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日	}	当第3四半期連結 (自 平成21年4) 至 平成21年12)	月1日
	•		,
1.現金及び現金同等物の四半期末列	えると四半期連結員	1 . 現金及び現金同等物の四半	期末残局と四半期連結員
借対照表に掲記されている科目の記	金額との関係	借対照表に掲記されている科	目の金額との関係
	(単位:百万円)		(単位:百万円)
平成20年12月31日現在		平成21年12月31日現在	
現金預け金勘定	78,871	現金預け金勘定	60,765
定期預け金	6,000	定期預け金	6,000
譲渡性預け金	10,000	譲渡性預け金	15,000
その他預け金	393	その他預け金	493
現金及び現金同等物	62,478	現金及び現金同等物	39,272
	<u> </u>		

(株主資本等関係)

1.発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当第 3 四半期連結会計期間末株式数
発行済株式	
普通株式	15,822
第 種優先株式	1,500
合計	17,322
自己株式	
普通株式	822
合計	822

- 2 . 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項 該当事項はありません。
- 3.配当に関する事項

(1)配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成21年6月26日	普通株式	378	25	平成21年3月31日	平成21年6月29日	利益剰余金
定時株主総会	第 種優先株式	450	300	平成21年3月31日	平成21年 6 月29日	利益剰余金
平成21年11月10日 取締役会	普通株式	450	30	平成21年 9 月30日	平成21年12月9日	利益剰余金

(2)基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)

連結会社は銀行業以外に一部でその他の事業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

当第3四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)

連結会社は銀行業以外に一部でその他の事業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

【所在地別セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため、該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため、該当事項はありません。

【国際業務経常収益】

前第3四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)

国際業務経常収益が連結経常収益の10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省略しております。

当第3四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)

国際業務経常収益が連結経常収益の10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省略しております。

(有価証券関係)

当第3四半期連結会計期間末

企業集団の事業の運営において重要なものであり、前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められる ものは、次のとおりであります。

1.満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成21年12月31日現在)

	四半期連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
国債	79,991	81,912	1,920
地方債	7,722	7,884	162
社債	33,779	34,484	705
外国証券	7,000	6,619	380
合計	128,493	130,901	2,408

(注) 時価は、当第3四半期連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2. その他有価証券で時価のあるもの(平成21年12月31日現在)

	取得原価 (償却原価) (百万円)	四半期連結貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額(百万円)
株式	4,743	5,549	805
債券	373,993	375,321	1,327
国債	265,057	264,823	233
地方債	11,146	11,316	170
社債	97,790	99,181	1,391
その他	23,603	23,248	355
合計	402,340	404,118	1,778

- (注) 1.四半期連結貸借対照表計上額は、株式については原則として当第3四半期連結会計期間末前1カ月の市場 価格等の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当第3四半期連結会計期間末日に おける市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。
 - 2.その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがないものと判断したものについては、当該時価をもって四半期連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当第3四半期連結累計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当第3四半期連結累計期間における減損処理額は、上場株式 91百万円であります。

なお、当該有価証券の減損にあたっては、時価が取得原価の50%以上下落した銘柄について時価が「著しく下落した」と判断し、回復の可能性がないものとして、原則減損処理を実施しております。

また、時価が取得原価の30%以上50%未満下落した銘柄については、発行会社の信用状況や過去1年間の時価平均等を勘案して「著しく下落した」と判断し、回復の見込みがあると判断された銘柄を除き、減損処理をすることとしております。

(追加情報)

従来、その他有価証券で時価のあるものの減損処理につきましては、時価が取得原価の30%以上下落した銘柄について時価が「著しく下落した」と判断し、このうち下落率が50%以上の銘柄については、回復の可能性がないものとして、原則減損処理を実施しております。

また、下落率が30%以上50%未満の銘柄については、回復の見込みがあると判断された銘柄を除き、減損処理を行っておりましたが、昨今の金融環境の大幅な変化に対応し、より合理的な判断が行えるよう、第1四半期連結会計期間より、発行会社の信用状況や過去1年間の時価平均等を勘案して「著しく下落した」と判断し、回復の見込みがあると判断された銘柄を除き、減損処理をすることとしております。

これにより、従来の方法に比べ減損処理額は4百万円減少しております。

前連結会計年度

1.満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成21年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
国債	79,039	80,431	1,391
地方債	5,239	5,214	24
社債	26,433	26,287	146
外国証券	8,000	7,099	900
合計	118,712	119,032	319

- (注)時価は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。
 - 2. その他有価証券で時価のあるもの(平成21年3月31日現在)

	取得原価 (償却原価) (百万円)	連結貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
株式	4,871	5,166	295
債券	350,842	348,097	2,744
国債	248,267	245,512	2,755
地方債	9,686	9,723	36
社債	92,887	92,861	26
その他	23,974	22,437	1,536
合計	379,688	375,701	3,986

- (注) 1.連結貸借対照表計上額は、株式については、原則として当連結決算日前1カ月の市場価格等の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。
 - 2.その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがないものと判断したものについては、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当連結会計年度における減損処理額は、5,129百万円(上場株式 1,814百万円、投資信託 2,815百万円及び 外国証券 499百万円)であります。

なお、当該有価証券の減損にあたっては、時価の下落率が30%以上の銘柄について時価が「著しく下落した」と判断し、このうち下落率が50%以上の銘柄については、回復の可能性がないものとして、原則減損処理を実施しております。また、下落率が30%以上50%未満の銘柄については、時価の推移及び発行体の財政状態等を勘案して回復の可能性を判断し、回復の見込みがあると判断された銘柄を除き減損処理を行っております。

(金銭の信託関係)

当第3四半期連結会計期間末

金銭の信託について、前連結会計年度末に比べて著しい変動はありません。

(デリバティブ取引関係)

当第3四半期連結会計期間末

デリバティブ取引の契約額等について、前連結会計年度末に比べて著しい変動はありません。

(ストック・オプション等関係)

当第3四半期連結会計期間(自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日) 該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1.1株当たり純資産額

		当第3四半期連結会計期間末 (平成21年12月31日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
1株当たり純資産額	円	5,262.76	4,768.72

(注)1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	当第3四半期連結会計期間末 (平成21年12月31日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	93,992	87,668
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	15,045	15,492
(うち第 種優先株式の発行価額総額)	15,000	15,000
(うち第 種優先株式の配当額)	-	450
(うち少数株主持分)	45	42
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	78,946	72,175
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普 通株式の数(千株)	15,000	15,135

2.1株当たり四半期純利益金額等

		前第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額 (は1株当たり四半期純損失金額)	円	82,344.47	181.97
潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金 額	円	-	148.26

(注) 1.1株当たり四半期純利益金額、1株当たり四半期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)
1 株当たり四半期純利益金額 (は1株当たり四半期純損失金額)			·
四半期純利益(は四半期純損失)	百万円	12,916	2,737
普通株主に帰属しない金額	百万円	-	-
普通株式に係る四半期純利益 (は普通株式に係る四半期純損失)	百万円	12,916	2,737
普通株式の期中平均株式数	千株	156	15,043
潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金 額			
四半期純利益調整額	百万円	-	47
うち新株予約権付社債利息 (税額相当額控除後)	百万円	-	47
普通株式増加額	千株	-	3,741
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		第 種優先株式(発行価額 15,000百万円)及び新株予約権 付社債(券面総額5,000百万円)。 なお、第 種優先株式及び新株 予約権付社債の概要は「第4提 出会社の状況、1株式等の状況 (1)株式の総数等及び(2) 新株予約権等の状況」に記載の とおりであります。	

2. なお、前第3四半期連結累計期間に係る潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの前第3四半期連結累計期間は純損失が計上されているので、記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

(1) 第3四半期連結会計期間に係る損益計算書、セグメント情報及び1株当たり四半期純損益金額等

当行は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、第3四半期連結会計期間に係る損益計算書、セグメント情報及び1株当たり四半期純損益金額等については、四半期レビューを受けておりません。

損益計算書

		(単位:百万円)
	前第3四半期連結会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)
経常収益	11,119	10,907
資金運用収益	9,463	8,546
(うち貸出金利息)	(7,976)	(6,973)
(うち有価証券利息配当金)	(1,096)	(1,396)
役務取引等収益	1,180	1,174
その他業務収益	424	1,137
その他経常収益	49	49
経常費用	17,141	10,333
資金調達費用	1,414	916
(うち預金利息)	(1,383)	(880)
役務取引等費用	477	474
その他業務費用	1,874	25
営業経費	7,038	6,841
その他経常費用	1 6,336	1 2,126
経常利益又は経常損失()	6,022	574
特別利益	1,927	1,100
貸倒引当金戻入益	1,006	-
償却債権取立益	921	1,100
特別損失	122	25
固定資産処分損	122	25
税金等調整前四半期純利益 又は税金等調整前四半期純損失()	4,217	1,649
法人税、住民税及び事業税	4,682	1,369
法人税等調整額	3,338	991
法人税等合計	1,343	378
少数株主損失()	0	0
四半期純利益又は四半期純損失()	2,873	1,271
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	

前第3四半期連結会計期間	当第3四半期連結会計期間
(自 平成20年10月1日	(自 平成21年10月1日
至 平成20年12月31日)	至 平成21年12月31日)
1 . その他経常費用には、貸出金償却 5,041百万円及び株式等償却 1,191百万円を含んでおります。	1 . その他経常費用には、貸出金償却 1,368百万円、貸 倒引当金繰入額 515百万円及び株式等償却 91百万 円を含んでおります。

セグメント情報

(事業の種類別セグメント情報)

前第3四半期連結会計期間(自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)

連結会社は銀行業以外に一部でその他の事業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

当第3四半期連結会計期間(自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)

連結会社は銀行業以外に一部でその他の事業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

(所在地別セグメント情報)

前第3四半期連結会計期間(自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日) 本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため、該当事項はありません。

当第3四半期連結会計期間(自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日) 本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため、該当事項はありません。

(国際業務経常収益)

前第3四半期連結会計期間(自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日) 国際業務経常収益が連結経常収益の10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省略しております。

当第3四半期連結会計期間(自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日) 国際業務経常収益が連結経常収益の10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省略しております。

1 株当たり四半期純損益金額等

		前第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額 (は1株当たり四半期純損失金額)	円	18,526.54	84.74
潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金 額	円	-	68.67

(注) 1.1株当たり四半期純利益金額、1株当たり四半期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前第3四半期連結会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)
1 株当たり四半期純利益金額 (は1 株当たり四半期純損失金額)			
四半期純利益(は四半期純損失)	百万円	2,873	1,271
普通株主に帰属しない金額	百万円	-	-
普通株式に係る四半期純利益 (は普通株式に係る四半期純損失)	百万円	2,873	1,271
普通株式の期中平均株式数	千株	155	15,002
潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益 金額			
四半期純利益調整額	百万円	-	15
うち新株予約権付社債利息 (税額相当額控除後)	百万円	-	15
普通株式増加額	千株	-	3,741
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		第 種優先株式(発行価額 15,000百万円)及び新株予約権 付社債(券面総額5,000百万 円)。 なお、第 種優先株式及び新株 予約権付社債の概要は「第4提 出会社の状況、1株式等の状況 (1)株式の総数等及び(2) 新株予約権等の状況」に記載の とおりであります。	

2. なお、前第3四半期連結会計期間における潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの前第3四半期連結会計期間は純損失が計上されているので、記載しておりません。

(2)中間配当

平成21年11月10日開催の取締役会において、第19期の中間配当につき次のとおり決議しました。

中間配当金額450 百万円1株当たりの中間配当金30 円

支払請求権の効力発生日及び支払開始日

平成21年12月9日

EDINET提出書類 株式会社八千代銀行(E03686) 四半期報告書

第二部【提出会社の保証会社等の情報】 該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年2月10日

株式会社八千代銀行 取締役会御中

あらた監査法人

指定 社員 公認会計士 佐 々 木 貴 司 業務執行社員

指定社員 公認会計士 柴 毅

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社八千代銀行の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社八千代銀行及び連結子会社の平成20年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

⁽注) 1.上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

^{2.} 四半期連結財務諸表の範囲には X B R L データ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年2月8日

株式会社八千代銀行 取締役会御中

あらた監査法人

指定社員 業務執行社員 公認会計士 佐々木貴司

指定社員 公認会計士 柴 毅

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社八千代銀行の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社八千代銀行及び連結子会社の平成21年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

⁽注) 1.上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

^{2.} 四半期連結財務諸表の範囲には XBRLデータ自体は含まれていません。